本能元学区地区 地区計画

位置京都市中京区

柳水町,池須町,古西町,蟷螂山町,猩猩町,元本能寺町,三条油小路,町六角油小路町,山田町,藤本町,藤西町,橋浦町,壷屋町,四坊掘川町,錦堀川町,塩屋町,橋東詰町,本能寺町,越後町,越後突抜町,元本能寺南町,亀屋町,空也町及び三文字町 ※裏面の区域図参照

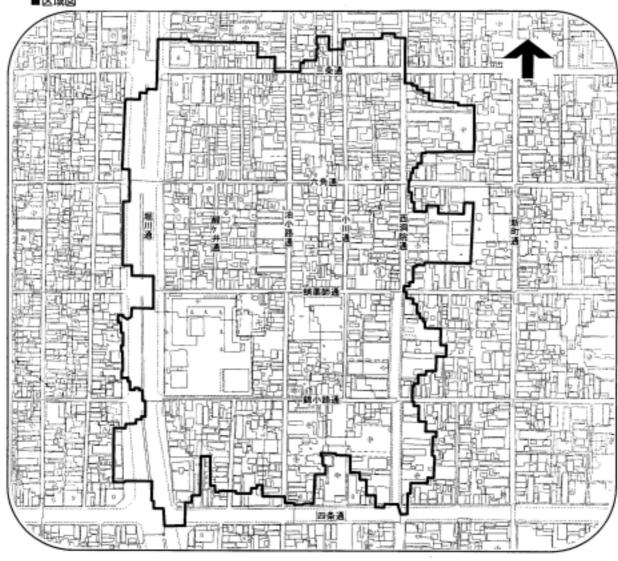
地区計画の内容

■ 区域の整備・開発及び保全の方針

地区計画の日標	当地区は、本能寺の旧跡をはじめ、数多くの歴史的・文化的な資産を有する地区である。また、昔から今日に至るまで京染に関わる職人か多く住む地域であり、職のつながりを基礎にした住民間の交流が豊かで、活発な地域コミュニティか形成され、職と住が共存する市街地を形成している。当地区では、「住みたいまち、育てたいまち、働きたいまち本能」の実現を目指したまちつくりを進めており、今後ともこのまちづくりの進展を図る。このため、職と住が共存し、地域の資源である「染め」の文化・技術を現代の魅力として活かしながら、住民間のおつきあいを大切にした交流豊かなまちの形成を図り、子どもから高齢者まで多世代か暮らしやすい開かれた地域社会の実現を自指すことを、将来にわたる地区計画の目標として定める。
土地利用の方針	当地区を細区分して、それそれ次の方針により地域の特性に配慮した土地利用を誘導する。 1 職住共存地区(堀川通沿道地区、三条通沿道地区以外の区域) 商工の賑わいの継承と、地域でのコミュニケーションが豊かな住環境の維持・発展により、まちなみに配慮した都心活力の源となる職住共存の多様な土地利用を誘導する。 2 三条通沿道地区 三条通の魅力と賑わいを継承し、人々が交流できる空間の形成を図るため、沿道建築物の低層階には店舗の導入を促進する。 3 堀川通沿道地区 職住共存地区の住環境の維持に配慮しなから、都心にふさわしい都市機能の集積を図る。
地区施設の整備方針	良好な市街地環境を形成するため、既存の公共施設(道路、公園など)を有効に生かし、歩行者の安全性・快適性や細街路における自動車交通の抑制に配慮した魅力ある施設整備を図る。 また、商店の集積があり、人や車の往来の多い三条通の安全性と賑わいを高めるため、歩車共存の道づくりを進める。
建築物等の整備方針	落ち書きのある居住環境の保全のため、相隣関係や景観に配慮した建築物とするとともに、地域社会と調和のとれた用途の建築物とする。 共同住宅においては、居住者の地域活動への参加・協力や、共同住宅の適正な管理を促進するとともに、地域での住民間のコミュニケーションに配慮した建物配置・建物構造や交流空間の確保に努める。
その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区の防災・防火・防犯能力を高めるため、防火水槽や防犯灯等の設備の整備 や地域コミュニティの強化を進める。 また、緑豊かな潤いある地域環境の形成のため、敷地内における緑化を進める。

※この地区計画は本能学区のまちづくりを進めていく指針として平成14年8月に都市計画決定されたものです。

問合せ先: 京都市都市づくり推進課 電括 075-222-3503 FAX 075-222-3472



地域協働型地区計画とは

- ●地域協働型地区計画とは、地域 住民が主体となって職と住, 新と旧が調和したまちづくり を実現していくものです。
- ●身近な生活環境の課題にとり くむためにつくられた地区計 画制度の積極的な活用を図り, 段階的に運営するもので、その 第一段階として, 地域コミュニ ティの単位である元学区ごと のまちづくりの目標を「地区計 画の方針」として定めるもので す。
- ●今回は、地区計画の方針のみを定めています。
- ・地区計画は「地区計画の方針」と「地区整備計画」の2つから成り立っています。

地区計画

地区計画の方針

地区整備計画

まちの将来像を明らかにするため、地区計画の目標と 土地利用や建築物などの整備の方針を定めています。

土地利用や建築行為において強制力はもちませんが、 まちづくりの指針となるものです。

具体的なまちづくりのルールにあたるもので、地区計 画の方針に従って、土地利用の制限や建物の制限等を必 要に応じて定めます。

将来的にこの部分を住民の間で定めると、土地利用や 建築行為において強制力をもつことになります。

※本能学区では、地区計画の策定の取組など、様々なまちづくり活動が行われています。

詳しくは >>> 本能まちづくり委員会ホームページ http://www.kimono-kyoto.org/honnoh/index.htm